

大阪府介護サービス情報公表システムからみる 府内の特別養護老人ホームの動向について

このデータは大阪府介護サービス情報公表システムで公表されている介護サービス情報（基本情報）をもとに、大阪府社会福祉協議会福祉サービス第三者評価センターが集計したものです。

各特別養護老人ホームが所在する市区町村によって公表されるデータの記入日現在が異なるため、統計資料としての使用は困難ですが、概ねの傾向を把握するための参考にしていただければ幸いです。

調査結果のトピックス

- ①特養で働く介護職員の約 3 分の 2 が常勤・専従【調査No.1 参照】
- ②特養で働く看護職員の約半分以上が常勤・専従【調査No.2 参照】
- ③特養の介護職員の介護福祉士平均取得率は 44%。常勤と非常勤で取得率に約 3 倍の差【調査No.3 参照】

- ④特養で働く介護福祉士の 80%以上が常勤で雇用【資料No.4 参照】
- ⑤介護・看護職員の職員配置。特養全体の平均値は基準より 3 割手厚い 2.30 対 1。多床室のある特養では 2.33 対 1、新型特養では 2.17 対 1【調査No.5】
- ⑥特養の介護職全体の離職率は約 24%。非常勤は常勤の倍以上（36.7%/18.0%）。全国調査と比べて高い大阪の離職率。【調査No.6】

- ⑦特養の看護職員の離職率は約 28%。常勤でも辞めてしまう実態が明らかに。【調査No.7】
- ⑧特養の介護職員の約 4 分の 1 は経験年数 1 年未満の新人。半分以上は経験 3 年未満。10 年以上のベテラン職員は 15 人に 1 人【調査No.8】
- ⑨入居者の 3 分の 2 が要介護 4 と 5。全入居者の 9 割が要介護 3 以上。

- ⑩退去理由。死亡退去が 61.2%。医療機関への転院が 34.0%。「終の棲家」の役割果たす【調査No.10】
- ⑪大阪の特養。多床室と従来型個室の組み合わせが 65.8%。新型特養は 15.2%に。【調査No.11】
- ⑫食費。4 分の 3 が 1,380 円。22.8%は 1,380 円より高く設定。

- ⑬社会福祉法人等による入居者負担減免制度。78%が実施。
- ⑭独自のホームページ。4 分の 3 が設置済み。

大阪府介護サービス情報公表システムからみる府内の特別養護老人ホームの動向について

I. 調査概況

1. 調査目的

この調査は、大阪府介護サービス情報公表システムで公表されている開示情報を集計・分析し公表することによって、府内の特別養護老人ホームの動向を把握することを目的とする。

2. 調査対象

平成22年7月末現在で大阪府介護サービス情報公表システムに介護サービス情報（基本情報）を公表している特別養護老人ホーム334施設を調査対象とした。

3. 調査方法および調査実施期間

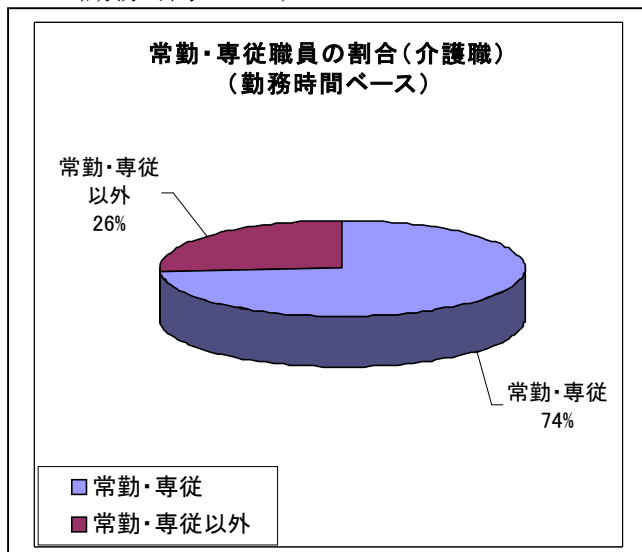
- (1) 調査方法：平成22年7月5日現在で大阪府介護サービス情報公表システムに公表されている平成21年度調査分の介護サービス情報（基本情報）を印刷し集計した。なお、各事業所が基本情報を記入した時点は平成21年9月1日から平成22年5月1日までの期間である。
- (2) 調査実施期間：平成22年7月5日～平成22年9月10日

4. 調査回答状況

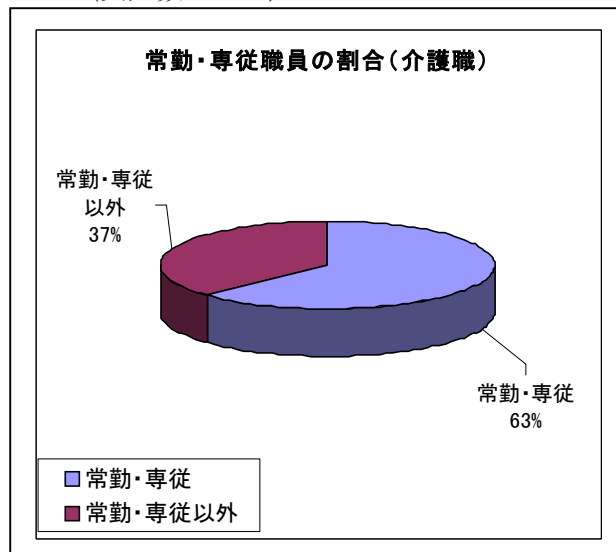
本調査に係る対象施設の母数は334施設であり、有効回答数は334施設が基本となるが、回答施設によっては質問の趣旨から明らかに逸脱するデータ（例えば、介護職員の常勤換算人数が常勤換算前の実人数を大きく超えるなど）があることから、その場合には当該データを無効とし集計から除外して扱った。そのため、項目によっては有効回答数が母数である334施設よりも少なくなることがある。

1. 常勤・専従職員の割合（介護職） 【有効回答数：333施設】

1-1（勤務時間ベース）



1-2（実人数ベース）

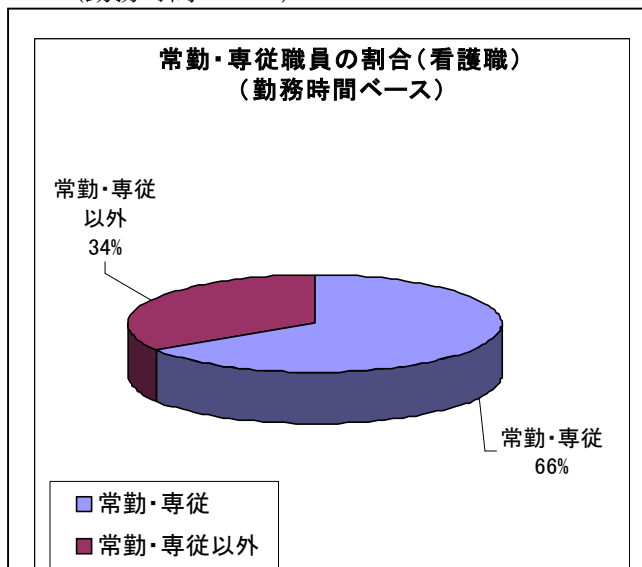


特別養護老人ホーム（以下、「特養」と略。）で勤務する介護職員のなかで、「常勤・専従」という勤務形態の割合を示したものである。なお、1-1は勤務時間ベース（非常勤等を含めた全介護職員の勤務時間における、常勤・専従介護職員の勤務時間の割合）であり、1-2は実人数ベース（非常勤等を含めた全介護職員の実人数における、常勤・専従介護職員の実人数の割合）である。

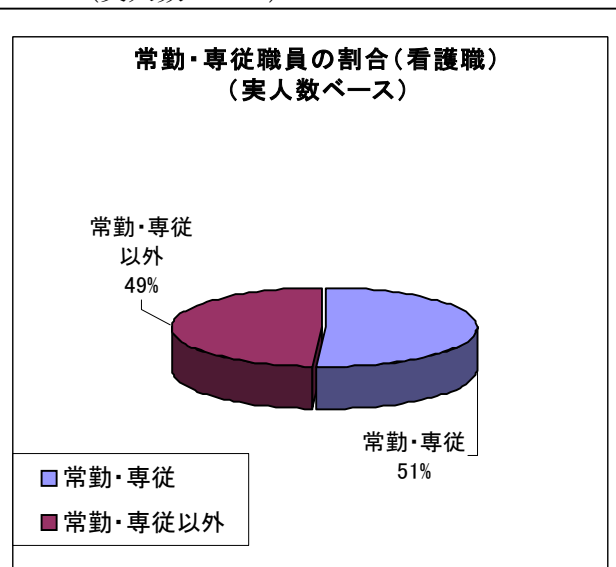
介護職員のうち、概ね3分の2が常勤・専従という勤務形態で働いており、勤務時間数に換算すると全勤務時間の概ね4分の3が常勤・専従職員によって賄われていることがわかる。

2. 常勤・専従職員の割合（看護職） 【有効回答数：334施設】

2-1（勤務時間ベース）



2-2（実人数ベース）



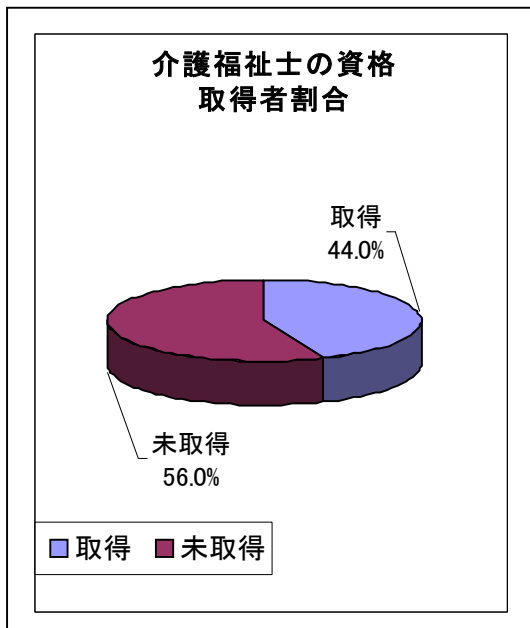
特養で勤務する看護職員のなかで、「常勤・専従」という勤務形態の割合を示したものである。

なお、2-1は勤務時間ベース（非常勤等を含めた全看護職員の勤務時間における、常勤・専従介護職員の勤務時間の割合）であり、2-2は実人数ベース（非常勤等を含めた全看護職員の実人数における、常勤・専従介護職員の実人数の割合）である。

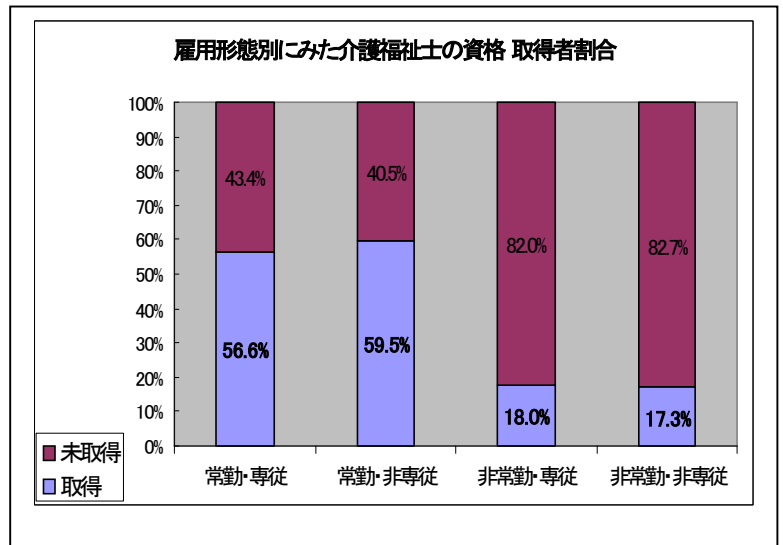
看護職員のうち、概ね2分の1が常勤・専従という勤務形態で働いており、勤務時間数に換算すると全勤務時間の概ね3分の2が常勤・専従職員によって賄われている。これらのことから、看護職員は介護職員と比べて常勤・専従職員の割合が若干低いことがわかる。

3. 介護福祉士の資格取得者割合 【有効回答数：334施設】

3-1（全介護職員における介護福祉士有資格者の割合）



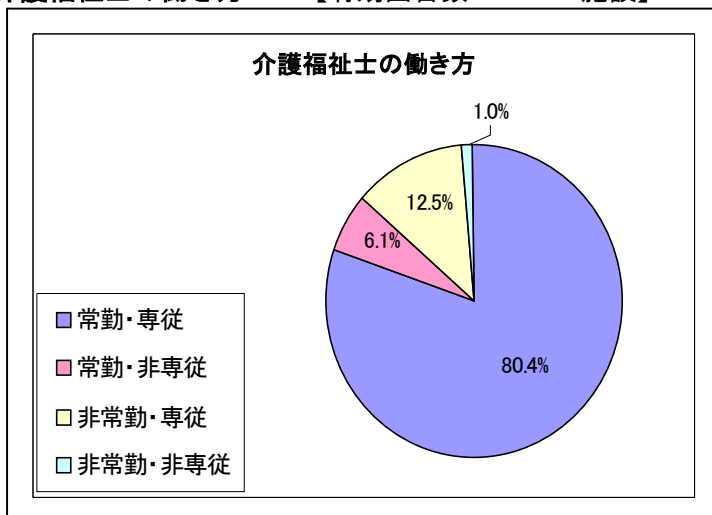
3-2（勤務形態別にみた介護福祉士有資格者の割合）



3-1 は全介護職員における介護福祉士有資格者の割合を示したものである。実人数ベースでみると介護福祉士の有資格者は全介護職員の過半数に満たない（44.0%）状態である。

3-2 は介護職員における介護福祉士有資格者の割合を勤務形態別に示したものである。常勤職員の6割弱が介護福祉士を取得しているのに対し、非常勤職員では2割弱の取得に留まっており、勤務形態によって取得率に大きな差があることがわかる。

4. 介護福祉士の働き方 【有効回答数：334施設】



介護福祉士の有資格者が特別養護老人ホームにおいてどのような勤務形態で働いているかを示したものである。介護福祉士の有資格者の勤務形態が常勤・専従である割合は80.4%であり、全介護職員における常勤・専従の割合（63%）と比べて高い割合になっている。特別養護老人ホームにおいて介護福祉士の有資格者は常勤職員として確保したい人材であることがわかる。

5. 介護・看護職員1人あたりの利用者数（常勤換算）

【有効回答数：322施設】

特養全体（322）	利用者 2.30 人：職員 1 人
多床室のある特養（270）	利用者 2.33 人：職員 1 人
多床室のない特養（52）	利用者 2.17 人：職員 1 人
多床室のみの特養（40）	利用者 2.46 人：職員 1 人

全特養の平均値は利用者 2.30 人対職員 1 人であった。

内訳をみると、多床室のない特養（大多数はユニット型個室のみの新型特養）では利用者 2.17 人対職員 1 人、多床室のある特養では利用者 2.33 人対職員 1 人の職員配置が行われている。また、多床室のある特養 270 施設のうち多床室のみ（個室がない）の特養が 40 施設あるが、こちらは利用者 2.46 人対職員 1 人となった。一般的にユニットケアでは多床室での介護よりも多数の職員配置が必要といわれているが、それを裏付ける結果が出たといえる。

なお、運営基準上の職員配置が利用者 3 人対職員 1 人であることを考えると、多床室の有無に関わらず事業所独自の努力により、基準より 30% も手厚く職員を配置している実態が明らかになったともいえる。

別表 1（居室の状況）

別表 1-1（多床室のある特養の内訳）

従来型個室＋多床室	65.8%
多床室のみ	12.1%
ユニット個室＋従来型個室＋多床室	4.8%
ユニット個室＋多床室	0.9%
ユニット準個室＋多床室	0.3%

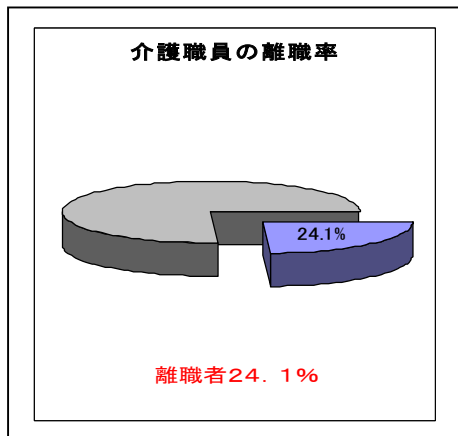
83.9%

別表 1-2（多床室のない特養の内訳）

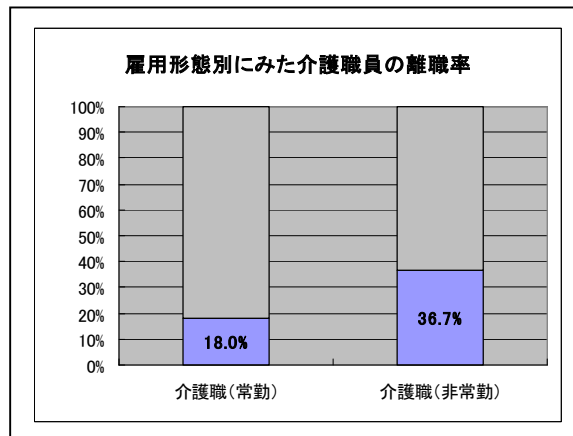
ユニット個室のみ	15.2%
従来型個室	0.6%
ユニット個室＋ユニット準個室	0.3%
ユニット個室＋従来型個室	0.0%
	16.1%

6. 介護職員の離職率 【有効回答数：334施設】

6-1（全介護職員の離職率）



6-2（勤務形態別にみた介護職員の離職率）



本調査における離職率の計算方法

全体：昨年度（20年度）に退職した介護職員の実人数÷報告日現在の全介護職員の実人数

常勤：昨年度に退職した常勤介護職員の実人数÷報告日現在の全常勤介護職員の実人数

非常勤：昨年度に退職した非常勤介護職員の実人数÷報告日現在の全非常勤介護職員の実人数

※本来であれば報告日現在の介護職員数ではなく昨年度初の介護職員数で除すべきであるが、データが得られなかったため報告日現在の介護職員数で代替している。

特養で勤務する介護職員の離職率を示したものである。6-1は介護職員全体の離職率であり、6-2は勤務形態別の内訳である。

常勤・非常勤を合わせた介護職員全体で見ると、1年で約4分の1（24.1%）の職員が離職している。この数字は、近い時期に財団法人介護労働安定センターが実施した全国調査の結果と比べても高いことがわかる。（別表2、3参照）

勤務形態別にみると、非常勤職員（離職率36.7%）は常勤職員（離職率18.0%）の倍以上の割合で離職している。

別表2 他の調査との比較

大阪（特養の介護職全体）	離職率算定期限 20年4月～21年3月 離職率：24.1%（介護職員全体） 離職率：18.0%（常勤職員） 離職率：36.7%（非常勤職員）	介護サービス情報の集計によるもの 出典：平成21年度介護労働実態調査（財団法人介護労働安定センター）
全国（特養の介護職全体）	離職率算定期限：19年10月～20年9月 離職率：18.5%（介護職員全体） 離職率算定期限：20年10月～21年9月 離職率：15.1%（介護職員全体）	
政令指定都市（訪問介護員と介護職員）	離職率算定期限：20年10月～21年9月 離職率20.5%（常勤＋非常勤）	
全国（社福法人の介護職員）	離職率算定期限：20年10月～21年9月 離職率：12.9%（正社員） 離職率算定期限：20年10月～21年9月 離職率：22.5%（非正社員）	
—参考— 全国（全労働者）	離職率算定期限：20年1月～20年12月 離職率：14.6%（労働者全体） 離職率：11.7%（一般労働者） 離職率：24.8%（パート労働者）	

別表3 介護サービス別の離職率との比較

大阪の特養介護職の離職率

離職率算定期間 20年4月～21年3月

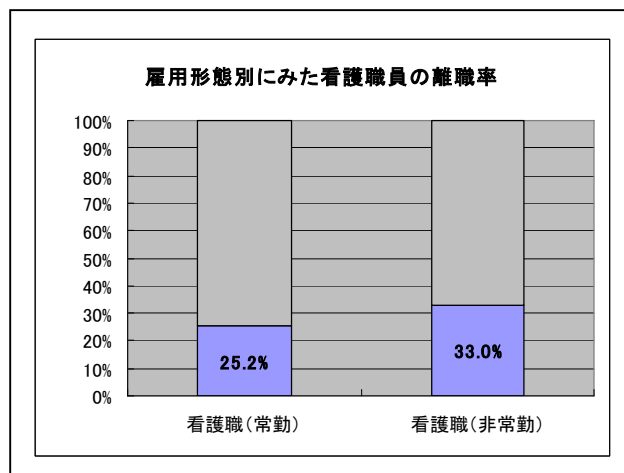
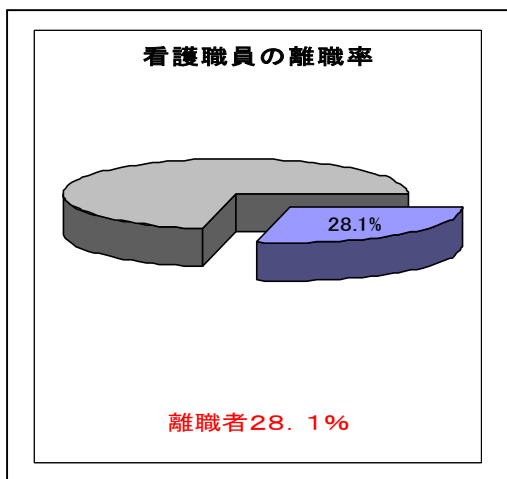
離職率：24.1%（介護職員全体）

全国の特定施設入居者生活介護（介護職員）	離職率算定期間：19年10月～20年9月 離職率：32.5% 離職率算定期間：20年10月～21年9月 離職率：29.1%	出典：平成21年度介護労働実態調査（財団法人介護労働安定センター）
全国の通所介護事業所（介護職員）	離職率算定期間：19年10月～20年9月 離職率：20.2% 離職率算定期間：20年10月～21年9月 離職率：20.0%	
全国の介護老人保健施設（介護職員）	離職率算定期間：19年10月～20年9月 離職率：19.9% 離職率算定期間：20年10月～21年9月 離職率：16.3%	
全国の訪問介護事業所（訪問介護員）	離職率算定期間：19年10月～20年9月 離職率：14.1% 離職率算定期間：20年10月～21年9月 離職率：12.9%	

7. 看護職員の離職率 【有効回答数：334施設】

7-1（全看護職員の離職率）

7-2（勤務形態別にみた看護職員の離職率）

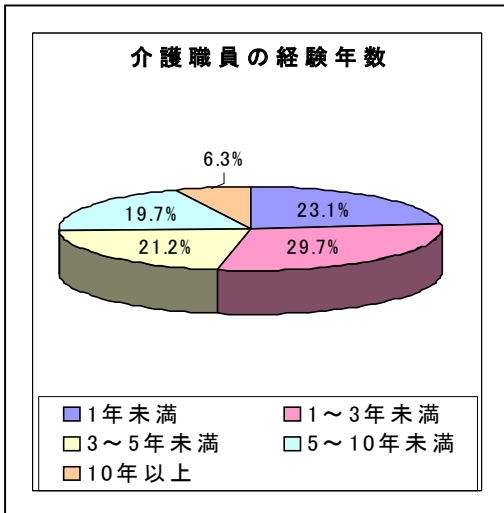


本調査における看護職員の離職率の計算方法は、介護職員の離職率の計算方法と同様（調査No.6 参照）

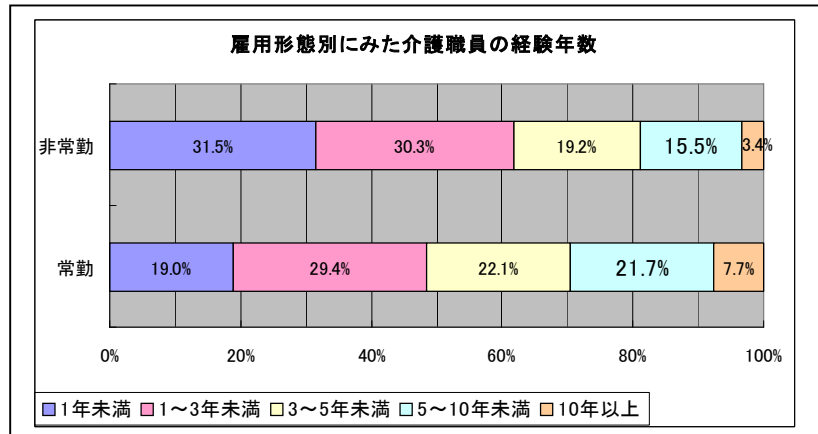
特養で勤務する看護職員の離職率を示したものである。7-1は看護職員全体の離職率であり、7-2は勤務形態別の内訳である。看護職員全体の離職率は28.1%であり、介護職員（24.1%）を上回る高い離職率となっている。勤務形態別にみると、非常勤職員の離職率（33.0%）が高いのは介護職員と同様であるが、常勤職員の離職率（25.2%）が介護職員（18.0%）と比べて特に高いのが特徴といえる。看護職員を定着させるのに苦労している特養の実情が表れた調査結果となった。

8. 介護職員の経験年数 【有効回答数：334施設】

8-1 (全介護職員の経験年数)



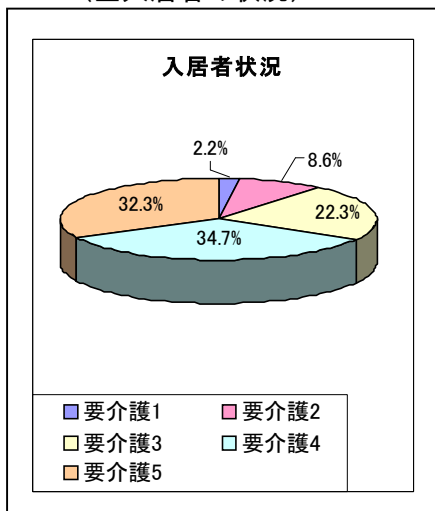
8-2 (勤務形態別に見た介護職員の経験年数)



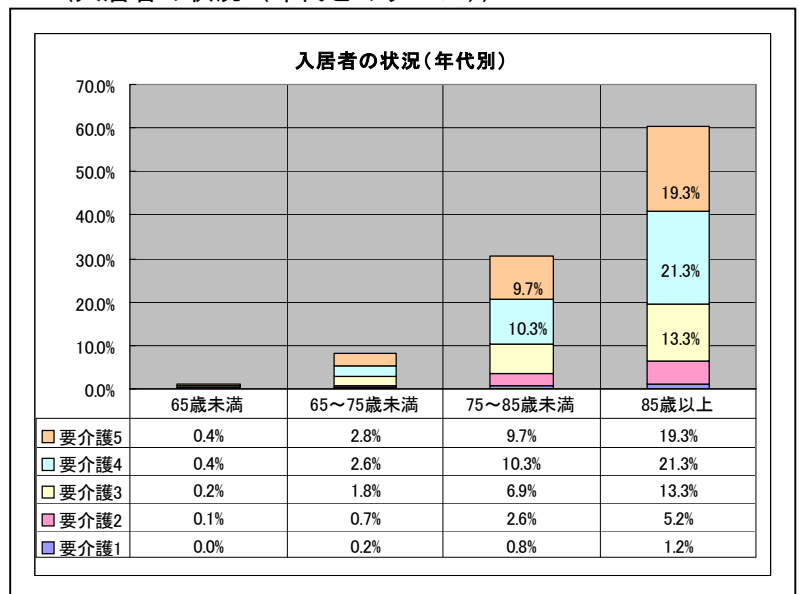
特養で勤務する介護職員の経験年数（当該法人・事業所内での従業年数ではなく、介護職員としての通算経験年数）を示したものである。8-1は介護職員全体の経験年数であり、8-2は勤務形態別の内訳である。介護職員全体でみると、常勤でも約4分の1（23.1%）は経験年数1年未満の新人であり、半分以上（52.8%）は介護職員としての経験年数が3年未満である。10年以上の経験を持つ介護職員は15人に1人に満たず（6.3%）、少数の熟練介護職員と多数の未熟練介護職員によって構成される職場であるといえる。

9. 入居者の状況（要介護度） 【有効回答数：333施設】

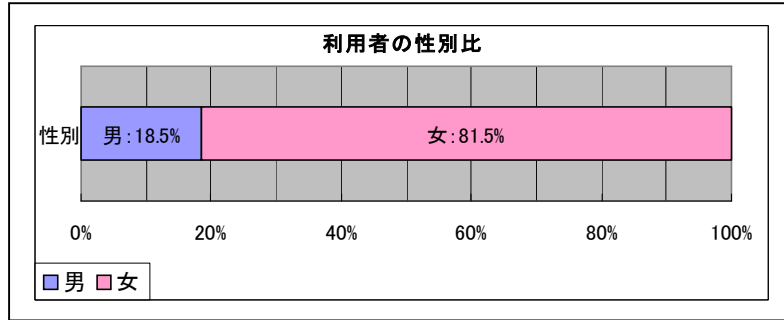
9-1 (全入居者の状況)



9-2 (入居者の状況（年代とのクロス）)



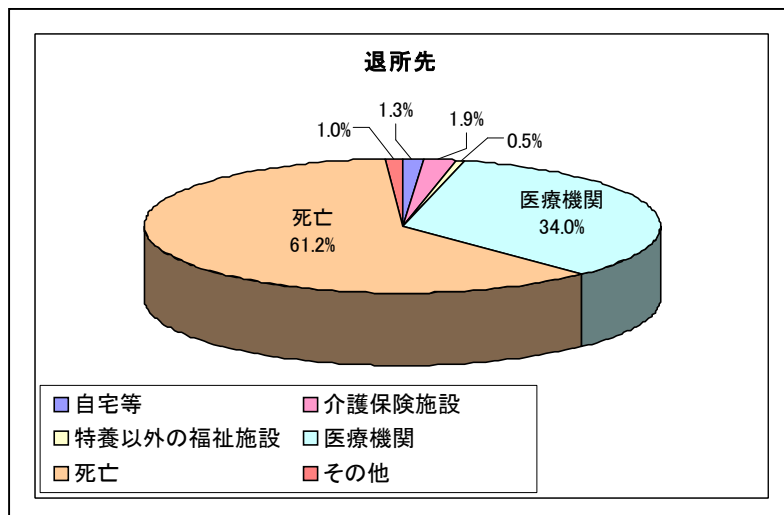
9-3 (全入居者の性別)



特養を利用している入居者の状況を示したものである。要介護4(全体の34.7%)が最も多く、次いで要介護5(全体の32.3%)、要介護3(全体の22.3%)、要介護2(8.6%)、要介護1(2.2%)という順になる。要介護4と5で全体の3分の2以上(67%)を占めており、最重度の利用者を受け入れる社会的使命を果たしていることがわかる。

特養では女性の入居者の割合が圧倒的に多いといわれるが、集計すると男性18.5%、女性81.5%という結果となった。なお、全入居者の平均年齢は85.7歳である。

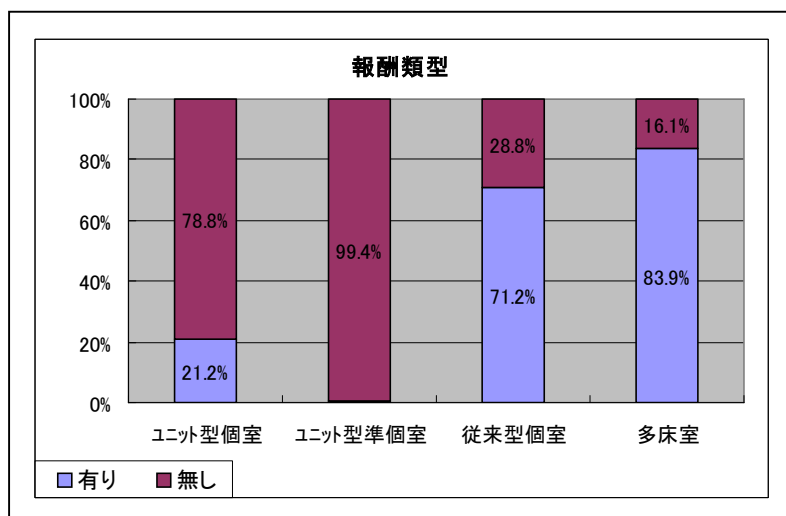
10. 退去先の状況 【有効回答数：334施設】



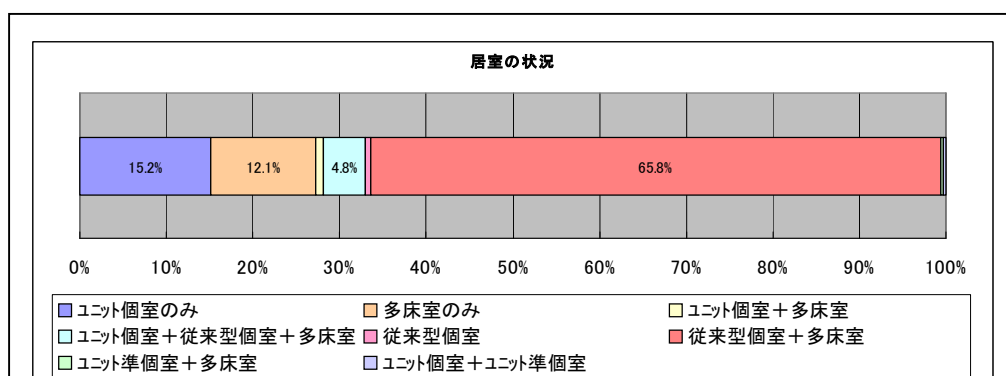
特養の入居者が退去する際の退去先を示したものである。死亡が最も多く61.2%。次いで医療機関が34.0%であり、この2つを足すと95.2%となる。「終の棲家」としての役割を果たしていることがわかる。

11. 居室の状況 【有効回答数：330施設】

11-1（報酬類型毎の割合）



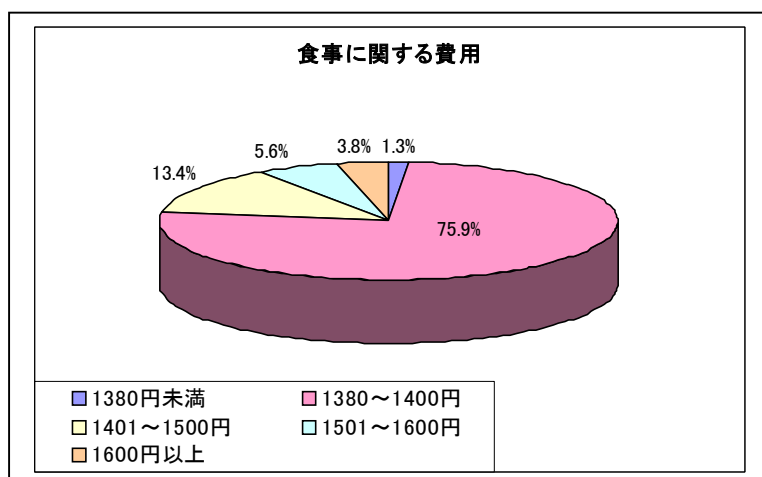
11-2（報酬類型の組み合わせからみた居室の状況）



報酬類型（4 類型）をもとに各特養の居室の状況を示した。11-1 は報酬類型毎の割合である。大阪で最も多いパターンは従来型個室と多床室で構成される特養（65.8%）であり、次いでユニット個室のみの特養（15.2%）、多床室のみの特養（12.1%）の順である。

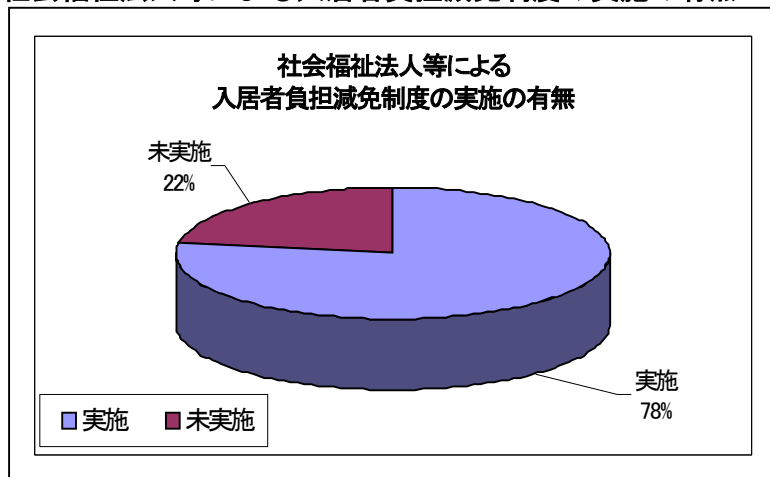
多床室をもつ特養が大多数（83.9%）であるが、一方で厚労省が推進してきた新型特養（ユニット個室のみ）が 15.2%にまで増えている点にも注目したい。

12. 食事に関する費用 【有効回答数：320施設】



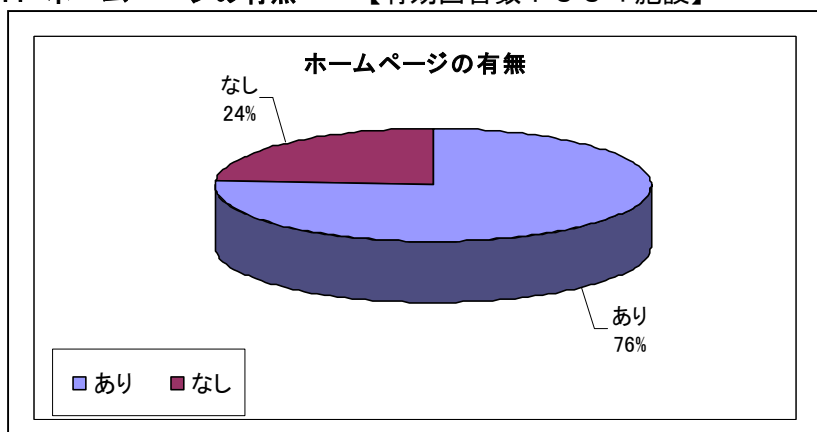
国が示す基準での徴収額（1,380 円）が4分の3（75.3%）であり、4分の1（24.7%）は1,380 円以外の単価設定をしている。その場合の大多数（24.7%中 22.8%）は1,380 円よりも高い。

1 3. 社会福祉法人等による入居者負担減免制度の実施の有無 【有効回答数：334施設】



入居者負担軽減制度を実施している施設は78%である。

1 4. ホームページの有無 【有効回答数：334施設】



大阪府介護サービス情報公表システムをはじめ、さくら草ねっと（府社協老人施設部会）、WAM-NET（福祉医療機構）、大阪 e ケアねっと（府地域福祉課）など、事業所の基本的な情報を閲覧できる公的機関等のホームページが多数存在しているが、それとは別に事業所独自のホームページを設置している事業所が4分の3を超えている。施設が一般社会に情報発信する手段として、施設独自のホームページは一般的になってきたといえる。

【参考】

大阪の特養の平均値と貴施設との比較シート（平均値は平成 21 年度調査（21 年 9 月～22 年 5 月）によるもの）

			大阪の平均値	貴施設の数値
1	常勤職員の割合 （介護職員）	実人数ベースの常勤割合	63%	
		勤務時間ベースの常勤割合	74%	
2	介護福祉士の資格 取得者割合（介護 職員）	全介護職員の取得率	44%	
		常勤・専従職員の取得率	56.6%	
		非常勤・専従職員の取得率	18.0%	
3	職員配置（介護職 員＋看護職員）	多床室のある特養	2.33 人：1 人	
		多床室のない特養	2.17 人：1 人	
4	離職率（介護職員）	全介護職員の離職率	24.1%	
		常勤職員の離職率	18.0%	
		非常勤職員の離職率	36.7%	
5	経験年数（介護職 員）	経験 1 年未満の常勤	19.0%	
		経験 1～3 年未満の常勤	29.4%	
		経験 3～5 年未満の常勤	22.1%	
		経験 5～10 年未満の常勤	21.7%	
		経験 10 年以上の常勤	7.7%	